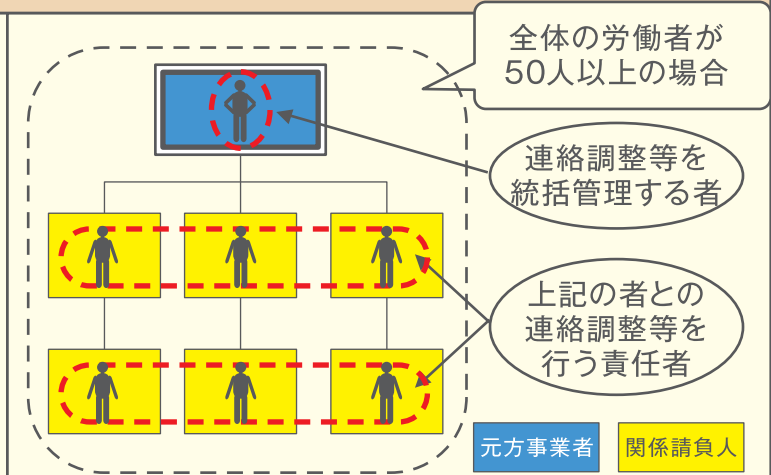


# 元事業者が実施すべき事項

## 1 総合的な安全衛生管理のための体制の確立及び計画的な実施

### (1) 作業間の連絡調整等を統括管理する者の選任等

- 一の場所で常時50人以上の労働者が作業する場合は、作業間の連絡調整等の事項を統括管理する者を選任し、当該事項を統括管理させること。(造船業については「統括安全衛生責任者」を選任する必要があります。)



### (2) 安全衛生に関する計画の作成及び実施

- 労働災害防止対策として実施すべき主要な事項を定めた安全衛生に関する計画を作成し、関係請負人に周知させるとともに、当該計画に沿って労働災害防止対策を実施すること。なお、当該計画は、関係請負人に対して実施する事項を含むものとする。

## 2 作業間の連絡調整の実施

- 混在作業による労働災害を防止するため、随時、元事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における作業間の連絡及び調整を行う必要があること。(労働安全衛生法第30条の2)
- 作業間の連絡調整の具体的な実施方法については、以下のような方法がある。
  - ① 作業発注時にあらかじめ作業指示書に具体的な実施事項を記載した上で関係請負人に通知する
  - ② 現場における作業開始前の打ち合わせにおいて関係請負人に指示する

### 作業間の連絡調整の具体的措置の例

混在作業の状況	元事業者が講ずべき措置
同一の機械等について、ある関係請負人が運転を、別の関係請負人が点検等を行う場合	それぞれの作業の開始又は終了に係る連絡、作業を行う時間帯の制限等の措置
複数の関係請負人がそれぞれ車両系荷役運搬機械等を用いた荷の運搬等の作業を行う場合	作業経路の制限、作業を行う時間帯の制限等の措置
ある関係請負人が有機溶剤の塗装を、別の関係請負人が溶接を行う場合	通風・換気、防爆構造による電気機械器具の使用等についての指導、作業を行う時間帯の制限等の措置
ある関係請負人が別の関係請負人も使用する通路等に設けられた手すりを取り外す場合	その旨の別の関係請負人への連絡、必要な災害防止措置についての指導等の措置
その他、元事業者と関係請負人及び関係請負人相互が混在作業を行う場合	当該混在作業によって生ずる労働災害の防止を図るために必要な措置